

令和2年5月11日

各県立特別支援学校長様

教 育 長  
(特別支援教育課)

### 特別支援学校における臨時休業等の対応について（通知）

特別支援学校における臨時休業等については、令和2年4月27日付け教育長通知により対応しているところですが、令和2年5月1日付け文部科学省初等中等教育長通知（以下「文科省通知」という。）を踏まえ、令和2年5月18日から令和2年5月31日までの間は、自主登校及び分散自主登校を可能とすることとし、次のとおり対応してください。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているため、今後にも必要に応じて追加的な措置を実施する場合があります。

#### 1 幼児児童生徒への指導

臨時休業期間中は、感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるということ及び国や知事から緊急事態宣言が出されている趣旨を踏まえ、幼児児童生徒に対して、特段の事情がない限り、自宅で過ごすよう指導する。

臨時休業期間中は、幼児児童生徒の学習機会の確保等について、幼児児童生徒の実態や家庭状況を踏まえ、最大限の配慮を行うこととする。

#### 2 自主登校

保護者が仕事を休めない場合等において、社会福祉サービス等の利用ができない等のやむを得ない理由により、日中の間、幼児児童生徒の居場所を確保できない等の場合、個々の状況をよく把握した上で、引き続き、この状況の幼児児童生徒の自主登校を受け入れるものとする。ただし、自主登校の受入に当たっては、今回の臨時休業の趣旨を保護者等に十分説明し、その目的を達せられるよう、保護者等の状況を詳細に確認した上で必要最小限の人数とする。

#### 3 分散自主登校

「2 自主登校」に記載しているもののほか、心のケアや補習等を目的として、希望する幼児児童生徒については週1日程度、自主的な登校を受け入れるものとする。

各校において、学部や学年等ごとに分散自主登校を受け入れる曜日を設定すること。

なお、分散自主登校日は授業日ではないことから、登校を強制するものではないことを保護者に十分周知すること。

#### 4 自主登校及び分散自主登校の中止の判断

各学校の幼児児童生徒及び教職員に新型コロナウイルス感染症を発症した者が1名でも発生した場合は自主登校及び分散自主登校の受入を中止することがあることを保護者に周知すること。

#### 5 スクールバス及び給食

自主登校及び分散自主登校の通学手段とするため、スクールバスは契約どおり運行する。利

用者がいない場合は、契約どおり運行を停止して差し支えない。

給食については、自主登校及び分散自主登校により通学する幼児児童生徒に実施する。給食委託業者が提供できないと判断した場合に限り、昼食を持参させる対応も可能とする。

なお、文科省通知を踏まえ、給食を実施するに当たっては、「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」に示したもののほか、配膳の過程での感染防止のため、可能な限り品数の少ない献立（例えば、主菜と具沢山の汁物等）で適切な栄養摂取ができるようにすることや、可能な場合には給食調理場において弁当容器等に盛り付けて提供することなど、できる範囲で工夫に努めること。

## 6 医療的ケア児の対応

重篤化する基礎疾患等を有する幼児児童生徒については、障害の種類や程度等を踏まえた慎重な検討が必要であることが文科省通知に示されていることを踏まえ、令和2年4月14日付け、「医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等の登校の判断について」特別支援教育課長通知に基づき、医療的ケアが日常的に必要な幼児児童生徒や基礎疾患のある幼児児童生徒については、保護者が登校させることを希望する場合には、主治医や学校医・医療的ケア指導医に相談の上、登校を許可すること。

## 7 心のケア

令和2年4月27日付け教育長通知における「心のケア」については、基本的には分散自主登校日に相談日を設定し、心のケアを図ること。

## 8 その他

寄宿舎については、引き続き閉舎する。

担当 管理係  
電話 (082)513-4981